労使関係に関する項目

教職員の勤務条件及び教育施策の実施に当たりましては、今後とも双方の信頼関係に基づき、必要に応じ、所要の協議や説明を行っていくこととしております。

教育振興計画による数値目標に伴う教員の業務負担増に関する項目

教育振興基本計画は、「教育基本法」第17条第2項および「大阪府教育行政基本条例」第3条に規定する基本的な計画であり、大阪の教育力向上の観点から、大阪の教育振興に関する基本的な目標および施策の大綱、並びに施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について、学識経験者からなる教育振興基本計画審議会の意見等もふまえとりまとめ、府民意見の募集を実施した後、府議会の議決を経て、策定されたもの。

事業計画は、教育振興基本計画に掲げた目標の実現に向け、平成29年度までの５年間で取り組むべき具体的な施策や事業を整理したものであり、市町村や学校現場と連携して、効果的に取組みを進めていく。

改訂学習指導要領における授業時間の増加による教職員の業務負担増大に関する項目

学習指導要領総則第1の1におきまして、「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童（生徒）の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童（生徒）の心身の発達の段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するもの」と示されているところであり、各学校で創意工夫を生かした教育課程を編成することが求められている。

各学校の実態に応じた教育課程の弾力的な編成、学校や教職員の創意工夫を尊重するとともに、文部科学省に弾力的な運用の拡大を求めるなどの教職員の負担軽減に関する項目

授業数確保の取組みは、設置者である市町村教育委員会や各学校の判断において行われている。

また、学習指導要領総則第3の4において、「各学校においては，地域や学校及び児童（生徒）の実態，各教科等や学習活動の特質等に応じて，創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる」と示されており、各学校で創意工夫を生かした教育課程の編成が求められている。

小学校低学年からの英語教育などの実施による教員の業務負担増加に関する項目

平成25年12月に公表された文部科学省の「英語教育改革実施計画」では、「初等中等教育段階からのグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図る」とされている。

府教育委員会としては、平成26年度より「英語教育推進事業」を立ち上げ、小・中学校において英語学習の実践研究を行っている。今後も、国の動向を注視しつつ、英語教育の推進を図っていく。

学校教育法改正され義務教育学校の設置が可能となった。小中一貫の義務教育学校の設置にともなって新たなカリキュラムの作成や指導方法の統一、交流学習などの、教職員の業務負担増に関する項目

小中一貫教育については、各市町村の判断により進められるものであり、府教育委員会としては、市町村担当指導主事会等を通じ、国の状況や府内の先進的な事例について情報提供を行うなどの支援を行っていく。

学校選択制に伴う教員の業務量増加に関する項目

文部科学省は、学校選択制について全国一律に導入を促進すべきというものではなく、メリットとデメリットを十分考慮した上で、学校設置者である各市町村教育委員会が導入するかどうかを判断するものとしている。

学校選択制の導入については、市町村教育委員会が地域の実情を踏まえて主体的に判断するものであるが、導入により学校教育の活性化が期待される一方で、学校の序列化や学校間格差が発生する可能性があること、学校と地域社会の結びつきが弱まることなどの課題が考えられることから、慎重な判断が必要であると認識している。

全国一斉学力調査結果を高校入試の評定に用いることによる教員の負担増に関する項目

平成28年度の入学者選抜から調査書の評定に目標に準拠したいわゆる絶対評価を導入するにあたり、その公平性を担保するために、府内統一ルールを決定した。28年度選における府内統一ルールは、中学校において作成した絶対評価をベースに、「全国学力・学習状況調査」結果を活用し、極端な絶対評価となった場合には評価のあり方を見直していただくもの。

教員免許更新制に伴って失職する教員がでないような臨時措置に関する項目

教員免許更新制にかかる制度理解については、管理職向けの研修や市町村教育委員会の人事担当者会議において説明を行うとともに、毎年度、具体的な更新手続きについて記載した資料を作成し、対象となる教員が更新手続きを失念することのないよう学校を通じて周知を行っているところ。

また、教員一人ひとりの更新手続きの状況把握については、更新手続きを完了した教員の情報を四半期ごとに市町村教育委員会等に通知し、更新講習の未受講者等への注意喚起に努めているところ。

特に、休職・休業中の教員の方については、休職・休業中であっても申請期間にあたっている方であれば修了確認期限の延期申請等の更新制にかかる大阪府教育委員会への申請手続きが必要となりますので、手続きを失念することのないよう、機会のある毎に市町村教育委員会に対しまして該当する教員及び管理職への周知徹底を依頼しているところ。

なお、免許状更新講習の内容について、「選択必修領域」の導入などの一部改正が平成２８年４月１日から施行されることから、混乱が生じないよう、管理職向けの研修や市町村教育委員会の人事担当者会議を活用した説明や、ホームページなどにより周知を図っていきたい。

今後とも教員免許更新制の実施にあたっては、円滑な運用に万全を期していきたいと考えている。

勤務する教職員の通勤などの勤務条件に影響を与える高校の統廃合に関する項目

平成25年３月に策定した「府立高等学校再編整備方針」に基づき、同年11月、平成26年度から平成30年度の5年間を計画期間とする「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」を策定した。

同計画に基づき、平成25年度よりエンパワメントスクールの設置、普通科総合選択制高校の総合学科や普通科専門コース設置校への改編、募集停止などの対象校を決定した。

今後も、府立高校・市立高校の教育内容の充実と併せて、適正な配置を推進する観点から再編整備を計画的に進めていく。

入試制度変更に伴う教員の業務負担に関する項目

平成28年度以降の高等学校の入学者選抜制度については、５月下旬から７月中旬にかけて市町村教育委員会や中学校の校長先生及び進路指導担当者などに対して説明を行った。６月末には府内公立中学校等の３年生全員に配付した「公立高等学校ガイド」の中に、「平成28年度大阪府公立高等学校入学者選抜の概要」を掲載し、新しい選抜制度についての周知を図った。

７月26日には公立高校が一堂に会して開催しました「大阪府公立高等学校進学フェア2016」これににおいても、新しい選抜制度について説明するとともに、10月中旬には実施要項について、市町村教育委員会や中学校等の進路指導担当者などを対象に説明会を行った。

中学生の進路選択や中学校における進路指導を支援するため、府教育委員会のホームページに、公立高等学校・支援学校検索ナビ（愛称：「咲くなび」）を昨年から開設し、公立高校や支援学校の学校情報を提供しています。また各学校のホームページについても、創意工夫に努め、学校の活動を鮮明に伝えるよう指導しているところ。

加えて、中学校等における事務作業を軽減するため、「成績一覧表作成支援ソフト」を作成し、配付した。

今後とも、選抜に関わる事項について、市町村教育委員会、中学校等に対して、丁寧な説明に努めていく。

公立高校学区撤廃による中学校教員の進路指導業務等の増大に関する項目

高等学校の通学区域については、大阪府立学校条例において、「高等学校の通学区域については、平成26年４月１日から府内全域とすることに向けて、設定の見直しを行うものとする。」と規定されたことから、平成25年３月26日に大阪府立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正し、同じく26年４月１日から施行した。

府教育委員会としては、高等学校等ガイドの配付やインターネットを通じて学校情報を簡単に検索することができる先ほど申し上げた咲くナビを開設するなど、中学校における進路指導、生徒の進路選択を支援していく。

調査書変更等による教員の業務負担増大に関する項目

平成28年度以降の入学者選抜における調査書については、中学校での学習活動を幅広く評価するために、評価対象学年を第１学年から第３学年までの全学年に拡大している。ただし、経過措置として、平成28年度選抜では第３学年のみ、平成29年度選抜では、第３学年と第２学年のみとしている。30年度から全部そろうことになる。

また、「活動/行動の記録」については、これまでの総合所見欄に代わるもので、総合的な学習の時間や特別活動、部活動、学校行事の記録など、学校内での日常生活を含む中学校でのあらゆる教育活動や、学校生活全般にわたる行動の記録を、具体的事実を示して記載していただくこととしている。

これは生徒を学力だけでなく、人物像も含めて多面的に評価したいという観点から選抜資料として活用するもの。

平成28年度大阪府公立高等学校入学者選抜においては調査書の絶対評価の公平性を確実に担保すること、また、生徒、保護者にとってわかりやすいものとすることが重要と考えている。そのため、実際に受験する生徒たちの中学校ごとの学力状況を客観的に表す数値として、全国学力・学習状況調査がある。このことから、全国調査を活用することとしている。

なお、平成29年度以降の入学者選抜においては、全国学力・学習状況調査に替え、中学３年生を対象に実施する独自の府内統一テストの結果を活用することを11月の教育委員会会議で決定した。

本年度のチャレンジテストについては、大阪の子どもたちの学力状況を把握・分析し、教育指導の工夫改善を図るとともに、大阪府公立高等学校入学者選抜における調査書の評定の公平性を担保するために、平成２８年１月１３日（水）に実施する。

勤務評価結果の給与等への反映に関する項目

教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施しているところ。

評価結果の給与等への反映については、平成１９年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しており、また、皆さま方との協議の上、平成２４年度からは上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところ。

また、大阪府立学校条例において、教員の授業に関する評価は、生徒又は保護者による授業に関する評価を踏まえて行うものと規定されたことを受け、授業アンケートを、授業を行う教員の育成に役立てるとともに、その結果を「教職員の評価・育成システム」において「授業力」評価を行うために踏まえるべき重要な一要素として位置付けた。

引き続き、「教職員の評価・育成システム」がより良い制度となるよう、充実・改善を図っていきたい。

高等学校授業料無償化の「所得制限」導入による教職員の業務負担増大に関する項目

高校授業料無償化制度の見直しに伴う事務処理体制については、事務の性質等を総合的に勘案し、平成27年度より賃金職員の活用により対応することとしたもの。

平成28年度以降の事務処理体制については、平成27年度の状況を見極めながら検討を行い、適切に対応していく。

「公立高校授業料無償化」制度に所得制限が導入されたことについては、国においても財政状況が厳しい中、「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する」という法目的は堅持しながら、限られた財源で施策の重点化を図っていくものであり、この制度で捻出した財源を活用して「奨学のための給付金」制度が創設されたところ。

なお、当該所得制限導入の法改正時には文科関係の衆参両議院の委員会においても、「就学支援金については、将来的に所得制限を行うことなく、全ての生徒等に支給できるよう必要な予算の確保に努めること。」と附帯決議がなされているところ。

「奨学のため給付金」は、授業料無償化制度に所得制限を導入により捻出された財源を活用して制度創設されたものですが、就学支援金との給付要件の違いや世帯区分による給付格差が大きいことなどに課題があると考えている。

給付金の給付額については、全国知事会の政策要望においても格差解消を要望しているところ。

府教委としても、本年11月に文部科学省の担当者と意見交換する場があり、これら附帯決議を踏まえて、所得制限について見直すよう、しっかりと要望したところ。

今後とも国の動向を注視しながら、機会あるごとに国への要望など制度改善に向けて取組んでいく。

文部科学省に対し、「国の責任で小・中・高校の３０人学級の実現」を求めることや「教職員定数削減反対」の要請を行うなど、教職員の業務負担軽減に関する項目

高等学校の学級編制については、これまで国が定める40人という標準を堅持しつつ、国措置定数を最大限活用して教育条件の改善を図る中で、多様な高校教育の展開に対応することとしてきた。

府教育委員会としては、この趣旨に沿って、特色ある学校をはじめ、それぞれの学校の実情に応じて、多様な選択科目の設定や少人数授業の展開などにより、一人ひとりに行き届いた教育を保障するよう、教育条件の改善を図っていきたいと考えている。

大阪府では、小学校１・２年生が、学習習慣や生活習慣の基礎を確立して、安定した生活を送るための重要な時期であるという認識に立ち、35人を基礎とした少人数学級編制を実施してきたもの。

なお、学校や地域の実情に応じて学級編制を弾力化した方が、学校運営上や教育上望ましい場合には、市町村教育委員会の判断により、標準学級数に応じて配置された教員定数を活用した弾力的な学級編制が可能になっている。

府教育委員会としては、子ども一人ひとりと向き合い、きめ細かな教育を実践していくためには、学校現場を支える教職員の確保が不可欠であることから、これまでも国に対して新たな定数改善計画の策定を要望してきた。

文部科学省では、平成28年度概算要求において、新たな定数改善計画（案）の策定は見送られたものの、教職員定数の戦略的充実を図るため、アクティブ・ラーニングによる授業の革新、諸課題への対応及び、チーム学校の推進に必要な3,040人の定数改善が計上されたところ。

この要求に沿った教職員の定数改善が行われるよう、引き続き、国への働きかけや今後の国の動きを注視していくとともに、児童・生徒数の動向、教育水準や教育課題への対応等を踏まえながら、一層適正な定数管理に努めることによりまして、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいく。

教職員が生きがいを持って働ける職場環境整備や病休や産休などの権利行使を妨げる事態を引き起こさないこと等に関する項目

府教育委員会として、定数の範囲においては、基本は正規教員が担うものと考えている。

教職員の採用については、これまでも可能な限り新規採用者の確保に努めてきたところ。今夏に実施した平成28年度教員採用選考テストにおいても、全校種の合格者を2,169名としたが、小中いきいき連携及び中学校・特別支援学校中学部の技術について、採用予定者35名程度について追加の試験を行うこととしたところ。

新規採用数は、児童・生徒数や教職員の退職者数、再任用職員数、国の定数改善計画等の動向を踏まえつつ、教育水準の維持や教育課題への対応に配慮しながら、毎年度決定している。

また、採用選考テストの合格者数は、採用予定数に見合うよう、面接テスト、筆答テストなどの結果を総合的に判定して決定している。

今後とも、可能な限り新規採用者を確保していくことにより、適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいく。

６０歳を超えて働く教職員を定数から除外するなど、教職員の業務負担軽減に関する項目

再任用職員は本格的業務に従事することから、短時間勤務職員についても常勤職員とあわせトータルで定数管理を行っている。

適正な定数管理に努め、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいく。

長時間過密労働を解消するため、府教委、校長の責任で実効ある措置を講じることに関する項目

教員が子どもたちと向き合い、触れ合う時間の確保に向けて、平成20年１月に教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチームを設置し、様々な角度から検討を行い、平成24年度、府教育委員会として検討すべき取り組み内容を「教職員の業務負担軽減に関する報告書」としてとりまとめ、プロジェクトチームとしての調査・検討を終えたところ。

今後、この報告書に示されている「今後の取組み」について、教育委員会の関係課が、課題解決に向けた検討を行うとともに、その進捗管理を行っていきたい。なお、具体的な取り組みを進めるにあたり、勤務労働条件に関わる事項について必要に応じて所要の協議を行っていきたいと考えている。

なお、スリットデータや長時間労働者の医師面談実施状況などを踏まえて、教員の長時間労働による健康障がいの防止に向けた課題を検討するために、平成27年8月31日に大阪府立学校安全衛生協議会の健康対策部会の中に「長時間労働健康障がい防止委員会」を設置したところ。

パワハラ防止に関する項目

いわゆる「パワハラ防止指針」の周知については、各府立学校長・准校長に対して、本年５月にも同指針を再度周知するとともに教職員が自らの言動等を点検できるように「パワハラセルフチェック」シートの活用をお願いしたところ。

また、校内相談窓口についてもすべての府立高等学校・支援学校で設置されていますが、窓口が校長または教頭のみの学校については、窓口に管理職以外の教職員を入れることを今後とも指導していく。

指針の策定状況ですが、平成27年４月１日現在、36市町村中33市町村で指針策定を済ませており、これらの市町村を含めて今年度末までに35市町村で策定予定との回答を得ている。

今後も、パワー・ハラスメント防止指針の策定について、市町村教育委員会の実態を把握し、教職員への啓発・研修及び相談体制の整備を進めるよう指導に努めていく。